

第12号議案

動物愛護管理員の設置に関する条例の件

動物愛護管理員の設置に関する条例を次のように制定する。

令和2年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

動物愛護管理員の設置に関する条例

(動物愛護管理員の設置)

第1条 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第37条の3第1項に規定する職員として、動物愛護管理員を置く。

(対象となる職員)

第2条 前条の動物愛護管理員は、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てる。

- (1) 法第24条第2項（法第24条の4第1項において準用する場合を含む。）に規定する証明書の交付を受けている者
- (2) 法第25条第6項において準用する法第24条第2項に規定する証明書の交付を受けている者
- (3) 法第33条第2項において準用する法第24条第2項に規定する証明書の交付を受けている者
- (4) 動物の愛護及び管理に関する条例（平成5年兵庫県条例第8号）第27条第4項（同条例第35条第3項において準用する場合を含む。）に規定する証明書の交付を受けている者

附 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。

理 由

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の改正に伴い、条例を制定する必要があるため。